

# 高槻市耐震診断・改修設計・改修工事事業者情報提供制度運用要領

平成20年8月25日制定

平成24年1月24日改正

平成25年3月29日改正

令和2年6月16日改正

令和3年3月24日改正

## (趣旨)

第1条 この要領は、市民が木造住宅の耐震診断・改修設計・耐震改修工事の計画をする際の事業者選定を助けるための情報提供制度の運用について必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高槻市耐震診断・改修設計・改修工事事業者情報提供制度 掲載事業者の概要を市民に開示・提供する制度で、市が管理・運用するものをいう。
- (2) 修了者 高槻市耐震診断補助金交付要綱第3条第1項第7号ア(ア)又は(イ)に定める者をいう。
- (3) 修了者リスト 制度運用を目的として市が作成した修了者の氏名、修了者の所属する事業者の名称、当該事業者の所在地等を掲載した名簿をいう。
- (4) 事業者 住宅建設又は改修に係る各種施工行為、建築設計及び監理を業としている者をいう。
- (5) 掲載事業者 修了者リストに掲載されている事業者をいう。
- (6) 事業概要書 別記様式第1号による掲載事業者の事業者名称、所在地、代表者、事業の概要、工事実績等の情報を記載した書面をいう。
- (7) 耐震診断 高槻市耐震診断補助金交付要綱第3条第1項第6号に定めるものをいう。
- (8) 耐震改修設計 高槻市木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第3条第1項第2号(ア)又は(イ)に定めるものをいう。
- (9) 耐震改修工事 高槻市木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第3条第1項第3号に定めるものをいう。

## (制度の実施主体と役割等)

第3条 市は、高槻市耐震診断・改修設計・改修工事事業者情報提供制度の内容及び利用方法等について、市民へ説明を行い、修了者リスト及び事業概要書(以下「修了者リスト等」という。)を公開し、掲載事業者に関する情報を管理及び総括並びに掲載事業者に対し助言等を行う。

2 掲載事業者は木造住宅の耐震診断、改修設計又は改修工事に関する助言や、設計、施工等の事業を実施する。

## (修了者リストの掲載対象)

第4条 修了者リストに掲載する修了者は、平成24年6月11日以降に講習会を受けた者を対象とする。

## (修了者リスト掲載の届出等)

第5条 修了者リストに掲載を希望する修了者又は事業者は、市に対して事業者が代表して次の各号に掲げる書類を届け出るものとする。

- (1) 事業概要書
  - (2) 別記様式第2号による誓約書
  - (3) 別記様式第3号による同意書
- 2 掲載事業者は、事業概要書に記載の事項に変更(業務総実績の変更は除く。)が生じたときは、遅滞なく変更後の内容を記載した事業概要書を再度届け出るものとする。ただし、修了者の追加による変更の場合は、事業概要書のほかに別記様式第3号による同意書を届け出るものとする。
- 3 掲載事業者は、定期的に最新の情報に更新した事業概要書を届け出るものとする。
- 4 掲載を希望する事業者は、修了者に対して、修了者リスト等に氏名、受講No、受講年月日、建築士の資格のある者については建築士の種別等を掲載することの同意を得るものとする。
- 5 掲載事業者は、事業概要書に次の各号に掲げる内容を記入してはならない。
- (1) 事実と異なる内容
  - (2) 具体的な第三者を誹謗中傷する内容
  - (3) 具体的な第三者と比較する内容
  - (4) 具体的な関連事業(建築工事業を除く。)又は関連業者を紹介又は推奨する内容

(修了者リスト等の掲載の取消)

第6条 市は、修了者又は事業者が掲載の取消を希望したとき又は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、掲載を取り消すことができる。

- (1) 掲載事業者が廃業又は破産した場合
- (2) 掲載事業者が木造住宅の耐震診断又は改修の設計、施工等に関して不正又は不誠実な行為を行った場合
- (3) 掲載事業者が建築基準法、建築士法、建設業法その他関係法令に反した場合
- (4) 掲載事業者が正当な理由なく高槻市耐震診断・改修設計・改修工事事業者情報提供制度を通じて知り得た、市民の氏名や住所等の情報を高槻市耐震診断・改修設計・改修工事事業者情報提供制度以外で利用し、又は第三者に漏らした場合
- (5) 掲載事業者が市民からの苦情、クレーム等について、速やかに対応するとともに適切な解決をしない場合
- (6) 掲載事業者が高槻市耐震診断・改修設計・改修工事事業者情報提供制度を利用した市民からの業務の依頼又は問い合わせを受けた場合を除き、掲載の事実を営業等に使用した場合
- (7) 掲載事業者として相応しくない行為を行った場合
- (8) その他市が掲載不相当と認める場合

(修了者リスト等の更新)

第7条 修了者又は事業者より第5条第1項から第3項までの届け出がされたとき、市が第7条による取り消しをしたときは、市は届け出日又は取り消した日より3か月以内に修了者リストを更新するものとする。

(その他)

第8条 この要領の実施について必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は平成20年8月25日より施行する。

附 則

この要領は平成24年1月24日より施行する。

附 則

この要領は平成25年4月1日より施行する。

附則

この要領は令和2年6月16日より施行する。

附則

この要領は令和3年4月1日より施行する。